

第3節 融雪災害対策の実施

第1 重要水防区域等の警戒

平常時において建設部、産業振興部及び消防本部は、融雪出水期における重要水防区域を調査し、関係機関と事前に予防対策をたてるとともに警戒に当たる。

1 河道内の障害物の除去

河川管理者は、なだれ、積雪及び結氷等により、河道が著しく狭められ、被害発生が予想される箇所又は流氷による橋梁の流出を防止するため、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図る。

2 堰、水門、樋門等の点検

融雪出水前に、堰、水門、樋門その他の河川工作物の整備、公共下水道の整備点検を十分行う。

3 ダムの放流対策

ダム等水防上重要な施設の管理者は、融雪出水前に、管理施設の整備点検を十分行い、ダム放流を行う場合は、ダム等の操作規定に基づき、下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への情報伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図る。

4 水防資器材の整備、点検

総務部は、水防活動を迅速かつ効率的に行うため、融雪出水前に水防資器材の整備、点検を実施するとともに、関係機関及び資器材手持業者等とも十分な打合せを行い、資器材の効率的な活用を図る。

第2 なだれ等予防対策

1 危険区域のパトロール及び標識の設置

道路管理者は、なだれ発生予想箇所に危険を周知させるための標識を設置し、随時当該地区のパトロールを行う。

2 気象情報の把握

道路管理者は、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関と緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずる。

3 広報活動の実施

道路管理者は、なだれ発生箇所について、地域住民及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用し、広報活動を実施する。

第3 交通路の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図る。

第4 広報活動

防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努める。